

島原の乱と二豊の諸藩

——特に津留時代の大給松平忠昭を主として——

立川輝信

目次

一、序にかえて	二九
二、島原の乱と松平忠昭	三〇
1. 忠昭大分郡中津留（現大分市）に移り参観す	三〇
2. 忠昭封地中津留に帰る	三一
3. 忠昭、松平信綱を小倉に訪う	三一
4. 天草富岡城代となる	三二
イ、富岡在番御出馬行列次第	三二
ロ、城番赴任途中、宿舎の失火	三三
ハ、天草島民絵踏用の油絵	三四
ニ、家臣の違令と処罰	三五
ホ、小倉会議後の松平・戸田両氏の書簡	三六
ヘ、富岡在番の御扶持米	三七
ト、忠昭公家臣の戦果報告	三八
三、乱後、島原・天草の復興と移民	四一
1. 諸藩と天領よりの移民	四一
2. 松平忠昭領よりの移民	四二
四、島原の乱と豊後府内の日付	四三
1. 府内日付とは	四三
2. 島原一揆当時の府内日付一覽	四三
1. 一揆勃発と府内日付の動き	四三
A、憂柔不断処置を誤まる	四三
B、善処した大坂城代阿部備中守	四四
五、島原の乱と二豊の諸侯	四五
1. 概観	四五
2. 二豊の諸侯	四六
イ、小倉藩 <small> </small> 小笠原忠貞	四六
ロ、中津藩 <small> </small> 小笠原長次	四六
ハ、龍王城主 <small> </small> 松平重暉	四六
ニ、木付藩 <small> </small> 小笠原忠知	四七
ホ、日出藩 <small> </small> 木下延俊	四七

へ、臼杵藩	二稻葉	一通	四七
ト、岡(竹田)	藩		四八
チ、森	藩	久留島丹波守	四九
リ、府内藩	日根野織部正		四九
六、乱後、鎖国の強化			四九
1.	御触書(寛永十六年)	とポルトガル船	四九
	の焼払い(寛永十七年)		四九
2.	ポルトガル船の再度来航	幕府のお触れ	五三
3.	松平忠昭宛の鎖国御触書		五四
七、島原一揆出陣寄手軍将の馬印			五六
八、餘聞二、三			五七
1.	一伯忠直公えの密使説		五八
2.	貨狄(カテキ)様と寛佐法印の識語		五八
3.	梅園の五月雨抄と島原の乱		六〇
九、天草領主異動の歴史			六一
1.	寺沢領以前		六一
2.	天正の天草一揆と大友義統		六一
3.	領主異動一覽表		六一
4.	附天草島民の豊後出稼		六三
一〇、繪踏に就て			六三
1.	繪踏とは		六三
2.	繪踏の始まり		六四
3.	二豊の繪踏始まり		六四
A、府内藩に於て			六四
B、竹田、岡藩			六五
C、岡藩の踏絵鑄造事件			六八
D、臼杵藩			六九
4.	米良東嶠の「使崎墨録」と踏絵		六九

一、序にかえて

元和偃武で徳川幕府の威令が漸く行われたさい、突如島原一揆が勃発し、それは意外な団結力・組織力・戦闘力を持つた重大事件であつた。⁽¹⁾

二豊の地は島原に近い上に、特に当時府内には越前宰相忠直が流罪されていて、幕府派遣の目付が市内北町に駐在していたので自然全九州えの政令の中心が豊後府内にあつた。それでこの事件が起きたときも、早速府内の目付に報告してその指令を受けたのである。かくも二豊の地、特に府内の地理的・政治的に重大な位置にあつたにもかかわらず、従来郷土史には「豊

府聞書」を始めとし、当時の府内藩主日根野侯外以の諸侯の動静は重く取り扱っていない。例えば日根野氏の後を受けて府内藩主となつた大給松平忠昭に就ても僅かに次の如き記事を見るのが関の山である。

A、豊 後 遣 事（藤賢成考）

寛永十五年正月八日肥後富岡城番タリ、六月八日罷メ帰ル、此ノ時、目付杉原四郎兵衛ヨリ耶蘇ノ銅像ヲ得、爾後年々之ヲ踏ミ以テ其教ヲ奉ゼザルヲ明ニス。

B、大 分 市 史（大正三年市発行の旧版）

寛永十五年正月八日、肥後天草富岡城番となる。此の年より領内に耶蘇の踏絵を行はしむ。

C、大 分 市 史（昭和三十年市発行新版）

忠昭がこの就封の許可を得たころ、肥前に於ていわゆる島原の乱が勃発した。これより忠昭は、幕府の命を受けて、翌年正月肥後の天草に出陣し、日向国飢肥城主伊藤大和守祐久と共に、富岡城を守つた。忠昭の出陣のとき、家老太田忠右衛門守親と、千賀七太夫とは、その先乗、後乗をしたという。

右様の実状であるから、以下私は当時津留時代であつた大給松平忠昭を主とした二豊の動静を記し、読者各位の御叱正を願う次第である。

注 (1) 史観第四十九冊所載「島原一揆の性格―特にその強靱性について―助野健太郎」

二、島原の乱と松平忠昭

1. 忠昭大分郡、中津留（現大分市）に移り参観す

忠昭は寛永十一年閏七月六日、丹波国桑田郡亀山城から豊後速見郡亀川に移つたが、翌十二年四月には大分郡中津留に移り更に十九年には同郡高松（現大分市元日岡村内）に御引移りになり、後又万治元年（一六五八）に府内城主となつて明治維新

に至つたのである。それで島原の乱勃発当時は丁度中津留時代であつた。然し寛永十二年六月徳川幕府が参覲交代の制を布かれ忠昭は中津留へ来た翌寛永十三年十月十二日より参覲のため出府していたので留守中の出来事であつた。

2. 忠昭封地中津留に帰える

在府中の松平主税助忠昭は寛永十四年(一六三七)十一月十一日、小笠原右近大夫忠貞(小倉)、小笠原信濃守長次(中津)小笠原孝岐守忠知(木付)、松平丹後守重直(籠王城)、松平和泉守兼寿、遠山刑部少輔秀友、松平丹波守光重、松平主殿頭忠房、本多甲斐守政朝、本多能登守忠義、本多内記政勝、本多伊勢守忠利等と共に御暇を得て、それぞれ封地につくことになり忠昭は同年十二月中津留に帰着した。(徳川実記)

3. 忠昭、松平信綱を小倉に訪う

幕府はさきに板倉重昌を島原逆徒征討のためつかかわしたが、意外に叛徒の勢が盛んで、容易に鎮定が出来ないので、同年(一六三七)十一月廿七日松平伊豆守信綱、戸田左門氏鉄に重ねて天草逆徒征討を命ぜられた。⁽¹⁾そこで松平伊豆守は寛永十四年十二月三日江戸を出発し、十四日伏見で京都所司代板倉重宗と相見え、先発した戸田左門と相会し、十六日大阪に着し、十九日川口を解纜して廿七日長州下之関に着き、小笠原右近大夫、及び松平丹後が海を渡つて来調し、廿八日豊前小倉に至つて泊り、晦日飯塚で黒田甲斐守が来調し、寛永十五年(一六三八)正月元日筑前原田に着き、翌二日肥前の寺井から島原に渡り有馬の地に着いた。⁽²⁾松平忠昭は、家臣岩瀬三郎右衛門が伊豆守殿の家老和田利兵衛と、かねて心安い間がらであるので、御迎使役を仰せ付、周防国上之関に出迎え、伊豆守殿の御下りを相待つて情報を津留へ報告せしめた。かくて、小倉に着いた伊豆守の下には、九州の御大名は申すに及ばず、四国・中国の藩主や御使者が来て肥前までおともをする有様、この情勢を知つた家老和田利兵衛は、出迎え中の忠昭の臣、岩瀬三郎右衛門に注意して、忠昭が小倉に来訪することをうながした。忠昭は里屋(さとや)現別府市亀川)に入湯中であつたが、時日がないので、早速おしのびの躰で里屋(さとや)から直接小倉にお越なされ伊豆守を見舞つた。満足した伊豆守の仰せらるるには、御年若にも御座候ところ、御寄得の次第である」と、首尾上々であ

歩行 本名鈴木、岡本半兵衛弟と被仰付
歩行 後三百石被下内蔵丞と改申候
歩行 切夫
主人 岡本重三郎 岡本惣兵衛 酒井七兵衛 百石 八嶋宗智 岡本半兵衛 清水四郎右衛門 百五拾石使者役 百石祐筆
歩行 岡本主膳 松平庄兵衛 竹田庄之助 高倉市右衛門 宇津木源左衛門 木村又三郎 柴田清右衛門 岩瀬三郎右衛門 津田半右衛門
歩行 参百石 武百石 後五郎右工門 百石祐筆 三百五拾石 武百石
門 岡本五拾石 参百石 参百石 武百石 百五拾石 百石

参百石 竹居李右衛門 次藤八郎右衛門 真木権右衛門 落合藤右衛門 竹田清兵衛 佐々惣右衛門 石川市郎兵衛 玉置五郎太夫
武百石 百石 百石 百石 百五拾石 百五拾石 百石 百石 百石 百石
天草より歸り 六十石御加増 此兩人行列支配代

百石 山崎助右衛門 上原長兵衛 木戸新左衛門 岡本数馬 曾我儀太夫 山田与兵衛 渡辺宇左衛門 太田浅之助
百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石 百石

切扶 浅尾右衛門八 参百五拾石家老惣押 御陣小屋
百石 千賀七太夫 御役儀被
竹田五助 雑兵千五拾人 仰付大工三人 丸山戸左衛門
並人足三拾 七人御預御供

外に御後より参ル 百石 御先御船割ニ参ル 御先御使者に参ル
竹田隼人 伴四郎太夫 戸田三之丞 佐藤与市兵衛 中山弥一右衛門 岩下五太夫 矢嶋三左衛門

増田八郎兵衛 古橋鉄宗 松江兵太夫 富岡三而初町奉行 次藤儀兵衛
中山弥右工門但小頭 被仰付候也 (須)

口、城番赴任途中、宿舎の失火

松平忠昭公、富岡御在番のため赴任の途中、肥後国大洲の宿で、家臣木村又三郎の宿舎から出火があつて、忠昭公出立後に「細川越中守殿から御仕置仰せ付られ迷惑仕候由」を宿主から忠昭公に御歎き申上げたので、木村又三郎の家来を御仕置された。それはこの火災は、実は又三郎が夜になつて雪隠に行つた時、紙燭に火をともして行つたが、其際紙燭を雪隠の軒に挟んで置いたまま、忘れて放置したので、家が焼けた訳である。そこで忠昭は、「家来の内誰か一人に貧乏くじを取らせ、成敗仕る

べき由、仰せ付けられた。」ところが又三郎の仲間が私が主人の身代りとなつて責を負うと申出たのだが、一応くじ取をすることになったところ、最初身代りに立つと申出た仲間にくじが当り成敗になった。基本的人権を八ヶ間敷云う現代からは想像の限りである。(御一代留記)

ハ、天草島民踏絵用の油絵

寛永十五年二月廿七日有馬原城が落城した後、松平伊豆守は、能勢四郎右衛門、山本喜兵衛の両勘定奉行を天草に派遣した際、切支丹の油絵二幅を持参させ、忠昭公と大和守へ一幅づつ渡して、天草領四万石領民残らず、これによつて絵踏させ、御改め相済の上は、右の油絵を忠昭公と大和守にそれぞれ一幅づつさし与えて、各自の領内を改めるよう伝達された。そこで両城番は帰国の後、指示通り実行した。⁽¹⁾因みに「豊後遺事」⁽²⁾には油絵でなく耶蘇の銅像とあるが、当時この伝達にあつた能勢四郎右衛門の自筆御添状によつても油絵が正しいと思う。この時拝領した油絵は飯肥伊藤家は知らないが府内松平家には伝わっていないと思う。右御添状は左の通りである。

今度天草中在々之者ニ為御踏被成候切支丹之絵、御在所^正御持参被成、百姓共^正為御踏可被成之由御尤奉存候、嶋原御在番衆茂其通承り候間、為御持被成、年々茂御ふませ可被成候、恐惶謹言

六月二日

松平主税助様

人々御中⁽³⁾

杉原四郎兵衛 判

註 1. (1) 忠昭公御一代留記

2. (2) 著者加藤賢成

3. (3) 忠昭公御一代留記

二、家臣の違命と処罰

忠昭公が富岡御城番の時、肥後川尻で家老・物頭方たちまでは富岡に罷越、其外の者は、馬を川尻に残し申すべき由仰せ付けられた。ところが家臣中の松平庄兵衛と竹田清兵衛の兩人が頭分として申すには、此の方共、皆々馬を川尻に残さず御在所へ戻せと。この主命に反した行動に対し、富岡へ御帰えりになった忠昭は、庄兵衛、清兵衛を始め左記の通り御暇を給わつた。

百五拾石	物頭役	小林半之丞
貳百石	使者役	清水四郎右衛門
参百五拾石		宇津木源左衛門
参百石		松平庄兵衛
貳百五拾石		竹田清兵衛
参百石		竹居奎右衛門
百五拾石		次(須)藤八郎右衛門
百石	祐筆	高倉市左衛門
五百石		竹田隼人

因みに

1. 松平庄兵衛はお暇後早速松平和泉守殿に知行参百石で召しかかえられた。

2. 次(須)藤八郎右衛門は松平庄兵衛の弟であつたので、御家を罷り出て、木付に行つていたが、正保年中に帰参が叶い隠居して宗雲と号した。

3. 竹田隼人は、後に富岡に罷越し相勤め居り候趣で、永々御暇を下され置かれた。

4. 本項は「忠昭公御一代留書」中に所載されている。

ホ、小倉会議後の松平信綱、戸田左門両氏の書簡

有馬原城が寛永十五年二月廿八日落城した後、松平信綱は、それぞれ善後の措置を取らせ、三月三日御引取、島原へ御着なされて、高来郡の絵図など仰付られ、五日に島原から大矢野に渡海、六日上津浦、七日栖本、八日中田村、九日壹丁田村、十日富岡、十一日茂木へ御渡海、長崎に越し、それより唐津を経て豊前小倉に出、此所に滞在して島原役の始末をつけるため、信綱より先に長崎から来た上使太田資宗が諸將を招集していたので、諸將は何れも四月二日までに相接して来着した。

会議の結果この地より松平伊豆守、戸田左門連名の左記書状が忠昭等富岡城在番の人々に来たことが忠昭公御一代留書に載っている。即ち

富岡御在番之節松倉長門守御裁許ニ付、小倉より、松平伊豆守様、戸田左門様と同所江到来之御書

一筆申入候、然者自江戸、去月廿九日次飛脚到来仕候、公方様弥御機嫌能被成御座候由申来候間可心安候

一、先書ニ如申入候、今度一揆之儀ニ付松倉長門守領分被召上、則美作国江御預ケ被成候、弟右近讚岐国江、同三弥長門国江御預被成候

一、天草四万石之処被召上候付、去ル四日ニ兵庫頭ニ申渡候、作毛並山林荒候はぬ様ニ御兩殿御内衆御廻可有候、御仕置之様子一ツ出仕、能勢四郎右衛門方ニ我等者共指添遣申候、先嶋原へ参候間定而十六七日頃ニ其元へ四郎、右我等者共召連可被参候

一、松平主税殿御気色いかゞ御座候哉、無心元存候、不及可申上も、能く可被成御頼ニ候、
一、杉原四郎太夫殿御息の状参候間進申候

一、我等共儀江戸御一左右次第、小倉出舟可仕候、主税殿、大和殿御内衆へ委曲申進候

恐々謹言

卯月十日

戸田左門

氏信(鉄)判

松平 主税助様

松平 伊豆守

信綱判

伊藤 大和守様

杉原四郎太夫様

註 本文書中、松平忠昭に就いて特に留意されていることをうかがい知ることが出来る。

へ、富岡在番の御扶持米

一、同年(慶長十五年)六月八日 忠昭公富岡方御帰陣被遊候

一、右御在番之節被成御請取候、御扶持米証文写

請取申御扶持方米之事

高式万貳千貳百石 但三分貳役百石ニ付四宛

貳百壹石 キョウラス 京舛也

右是者今度天草之内富岡在番之時、寅ノ正月廿二日方同三月晦日迄、日数六十八日分

但一日ニ付五百九拾貳人扶持ツ、被下槌ニ受取申候 仍如件

寛永十五年

寅ノ三月六日

松平 主税助

能勢四郎右衛門宛

請取申御扶持方米之事

高式万式千式百石 但三步武役百石ニ付四人宛

右是ハ今度天草之内富岡之城在番之時、寅ノ四月一日夕六月七日迄日數六十六日分、但一日ニ付五百九拾式人扶持ノ、被下
樋ニ受取申候 仍如件

寛永十五年

松平 主税助

寅六月六日

能勢四郎右衛門宛

山中 喜兵衛宛

註 右は忠昭公御一代留記による。

ト、忠昭公家臣の戦果報告

島原落城後、同地に派遣出征中の戸田三之丞、岩瀬三郎右衛門等より岡本半兵衛宛、討取の首級、書面を以て左の通り報告があつた。忠昭公一代留書編纂當時は本書原本は家老の手許にあつたことが、この御一代記に書いてある。

彼圍戰場為ニ注進書、戸田三之丞、岩瀬三郎右衛門、上田彦右衛門方岡本半兵衛宛討取之首數書面、左之通、本書家老共手許ニ有之

二月廿一日夜討、味方^江討取覚

一、首六拾三

松平右衛門佐殿手江

一、生捕式人

同手

一、首 貳拾

黒田甲斐守殿手元江

一、生捕五人

同手

一、首 拾壹

黒田市正殿手江

一、首三拾三

寺沢兵庫殿手江

一、首百六拾九

鍋嶋信濃守殿手江

一、首 三

立花飛驒殿手江

右之首數合貳百九拾九

生捕七人

一揆共貳千四百出申候内を右之分討捕申候

味方討死惣手ニ

六拾九人

同手負

貳百貳拾九人

右之通大形如斯由ニ御座候、委く追而可申上候 以上

二月廿三日

岡本 半兵衛殿

上田 彦右衛門

岩瀬 三郎右衛門

戸田 三之丞

覚

一、首百六拾九

鍋嶋殿

一、同六拾壹

松平右衛門佐殿

外ニ生捕貳人

一、同 拾五

黒田甲斐守殿

外ニ生捕五人

一、同 拾壹

同 市正殿

一、同 拾三

寺沢兵庫守殿

一、同 三

立花殿

首数合式百七拾貳

生捕合 七人

味方

一、百六人手負

右衛門佐殿

三拾八人死人

一、拾壹人手負

甲斐守殿

壹人死人

一、四拾五人手負

黒 市正殿

八人死人

一、三拾六人手負

黒 監物

五人死人監物もの

父子死

一、九人手負

寺沢兵庫守殿

五人死

一、百壹人手負

鍋嶋殿

貳拾六人討死

手負数合三百八人

死人数合八拾三人

右之通今月廿一日之夜討之刻、てき味方ノ手負、死人ニ而御座候

三、乱後島原、天草の復興と移民

1. 諸藩と天領よりの移民

島原乱のために、島原半島の南目一帯の地方にはほとんど住民がないようになり、従つて田畠を耕作する人がなくなつた。

そこで幕府はこれが対策として、九州の各藩や、各地の天領から、一万石につき一戸の割合で移民をさせた。

天領からの移民としては、例えば四国の小豆島から約二十戸が、南串山村に移住した。田の平部落はその子孫であるといわれ、今も小豆島の言葉がつかわれている。

九州の各藩からは、熊本藩からの五十戸、鹿児島藩から三十戸と移民され、寛永十九年（一六四二）佐賀藩からの三十戸の移民は、堂崎村へ二十四戸、北有馬村折木へ六戸移住した。又福岡藩からも延宝三年（一六七五）に宗像郡鐘崎から漁民が移住している。南目地方の方言が地域によつてまちまちであるのは、以上の如く各地方からの移民が来住したからであると考えられる。

島原藩主の高力忠房は、移民の来住を奨励するために、移住民に対しては租税を免除した。このために北目の北方や近隣の

他藩から、この特典を聞き伝えた農民たちが、勝手にぬけ出して移住して来るようになった。大村藩では自分の藩の百姓が島原領へ逃げ込んで行くので、田畠が荒れて困るから、それらの百姓を大村へ帰えしてくるようには、島原藩主や幕府に訴えるほどであった。かくて荒れ果てた南目地方も、まもなく復興して人口の多い地域となつて発展した。(長崎県の歴史)

2. 松平忠昭領よりの移民

島原移民の幕命は二豊の諸藩にも勿論あつた。松平忠昭に対しては次の如き通達の命があつた。

同寛永十九壬午年(一六四二)七月十六日、天草領、先年亡所三成、今ニ百姓無之不作之義ニ付、領内百姓之内、親子兄弟五、三人も有之候而、其所田地不明、鄉村方者、菅人ヅ、差出候様被仰出候、御奉書之写左之通、本書御家老方へ有之、⁽¹⁾

一筆令申候、天草嶋原領先年成亡所ニ今百姓無之、不作之儀候、然者領内百姓之内、親子兄弟五、三人も有之而其所之、田地不明之郷村よりハ菅人ヅ、も可遣之旨被仰出候間被得其意、御奉公之儀候間被指越尤候、恐々謹言

七月十六日

阿部 対馬守

阿部 豊後守
重次判

松平 伊豆守
忠秋判

信綱判

松平 将監 殿

この命を受けた松平忠昭(領地二万二千石)は左の如く、早速移民二戸九名を送つた。

右ニ付百姓弑竈人数九人御代官役大井次大夫召連、富岡表江差遣候処、請取書左の通り縦松平将監様御百姓弑竈人数九人、御目錄之通請取申候条、如斯御座候 己上⁽²⁾

寛永十九年

午九月十五日

大井 治太夫 殿

高力 摂津守 内

中子三郎右衛門判

四、島原の乱と豊後府内の目付

1. 府内目付とは

元和九年越前宰相松平忠直公が豊後萩原（現大分市東大分内）へ流罪となると、忠直が將軍の連枝であり、且つ大諸侯の多い九州であるので、万一の心配から、幕府は一伯忠直公附の目付または監使を置いた。これを府内目付とか、豊後目付、或は萩原横目、監檢使御上使などと称したのである。その定員は二名で、任期は始め一年であつたが、寛永十一年（一六三四）から二交代となつた。この目付の駐在によつて、豊後府内は自然九州の政治の中心となつた。（新版大分市史、豊府古蹟研究、大分史談）

2. 島原一揆當時の府内目付一覽

年次	前 期		後 期	
	寛永十四年	北見五郎助	松平左衛門佐	林丹波守
寛永十五年	川勝丹波守	佐々權兵衛	熊瀬治右衛門	大久保權右衛門

（註 新版大分市史による）

3. 一揆勃発と府内目付の動き

A、優柔不断処罪を誤まる

慶長十四年十月廿七日、島原より使を立てて府内目付牧野伝藏成純、林丹波守勝正のもとへその情報をもたらして訴えた。又肥後の細川、肥前の鍋島等は人数をおし出して隣国の急を救うべく、其旨を牧野・林に告げたが、両氏は私にこれをゆるしかね、隣国加勢のことは思いとまるべしと申し、其旨を江戸に注進した。南島変乱記の筆者は「是は其頃越前一伯忠直豊後萩原へ浪人仰付けられ、此事に付、府内に居られる故、預り人を捨てて出馬なり難く、且小身故差図も致し難く、其内に一伯公一揆に組せりなど風説ありしかば、細川・鍋島も国境の番勢を皆引戻しける事ありし所へ、大坂城番阿部備中守殿より差図来り、又々もとの如く境目、早打しきりに重なりしも、折悪しく海上路次ともに滞つて、細川・鍋島・立花より注進後になり、前後不首尾多かりける。小身とはいひながら、近年武備少なき故にてありけりと聞えける。わずかに世の清平廿年、早くも斯く武事も怠り出で来りけり。諸国ともに多く斯くの如し。誠に華美は流れ易きものにこそ」と書いてある。

さて一揆の輩は、豊後目付が、令して隣国の加勢をとどめ、折角境目まで出陣した武士も帰城したと聞き、さらば江戸より御下知なき間に大事を成就すべきはいと安しと、愈々近郡を奢り掠めたので、今は良民もこれに加わらざるを得なかつた。そこで一揆の人数は雲霞の如く集まり、松倉（島原藩主）が人数ではこれを征服することは出来なかつたので、ただ籠城して漸やくその日を送つた。

この府内目付の処置を、故徳富蘇峰はその名著「近世日本国民史」で次の如く論評している。

若し九州の大名が、松倉の留守居の救援を求めたるに際し、早速出兵し、若しくは府内にある幕府の目付が、此報に接し機宜の措置を取つたならば、恐らく島原一揆も、大火とならず、中火位のところまで消し止めたであろう。然るに大名は之を目付に聞き、目付は之を江戸の幕府に聞き、遷延日を送り、遂に一揆をして、彼が如く猖獗ならしめた。」（鎖国篇）と。

B、善処した大阪城代、阿部備中守

十一月はじめ（寛永十四年）島原の注進を受けた大阪城代、阿部備中守正次は、「早速町奉行以下の諸有司を会し、この事如何にと議したところ、各々、いそぎ江戸へ注進すべしとのみ申す、正次聞いて江戸大阪の行程百三十三里、何ほどいそぐとも

往復五日づつ、江戸にて会議一日に定り、即日御下知ありても、其御下知大阪に着し、大阪より西国へ達せんに、海上風あらし折からなれば、十四日には及ぶべし、しからば以上三十日、その間には一揆ますます増長し、征伐大事に及びなん、先づ西国の人々に加勢の用意下知して、後江戸へ注進なしても遅かるべからずと申す、正次が言葉にたがうものあるべきならねば、みなその旨にしたがい、豊後の目付、並びに隣国の輩へ其よし返答なして、さて後にぞ江戸へは注進せり。江戸よりのその返事は十二月十三日に阪府に達しけるが、正次がはからふ所よく機にのぞみ、変に応ずといふべし、と褒せられるとぞきこえける。」(肥前島原記)

五、島原の乱と二豊の諸侯

1. 概観

島原擾亂の注進を寛永十四年(一六三七)十一月、大阪城代から受けた幕府は十一月十四日、細川越中守忠利、松平右衛門佐忠之、木下右衛門大夫延俊、稲葉民部少輔一通、中川内膳正久盛、有馬左衛門佐直純、立花飛彈守宗茂、鍋島信濃守勝茂、有馬玄番頭豊氏、五島浚路守盛利を召して、近日鎮西耶蘇宗の徒が蜂起したので各々子弟のうちを所領につかわし、封内を敵に成敗せしむべき旨を仰せ出された。又相良彦岐守頼寛、伊東大和守祐久、松浦肥前守鎮信、寺沢兵庫守堅高、久留島丹波守通清、秋月長門守種春も所領の地にまかり帰えり、機に応じ、敵に沙汰すべしとて暇を給うた。⁽¹⁾この指令を受けた各諸侯は早速指示通り対処したが予想に反した一揆の頑強に、江戸に止まつていた西国諸藩主も其後相ついで帰国して或は出陣し或は待機して命を待った。殊に島原をとり巻く諸侯は夜を日について出陣し、その為め西海道は上を下へと大騒ぎし、御使番・御目付は皆その一組々々に差添えられて、事の嚴重なることは言葉には述べ難いほどであった。⁽²⁾以下二豊各藩の動静を記する。

註 (1) 徳川実記

(2) 南島変乱記

南島変乱記三十卷は、寛永十四・五年に於ける肥前国天草・島原の騒乱を記したものであるが作者は詳らかでない。但し書き振りの大胆なることからその名と、作の時代を記さなかつたと推察されるが、本書文中より、元文・宝暦時代と推定される。

2. 二豊の諸侯

イ、小倉藩||小笠原忠貞（忠政）

細川氏が熊本転封後、豊前は小倉藩と中津藩の二つに大別され、小倉は小笠原忠貞が、十五万石で小倉初代の城主に封ぜられ、且つ「豊前は九州の要衝の地なるが故に、特に卿をして鎮めしむる、若し異変ある場合は速かに、細大となくこれを報ぜよ」と命ぜられた。十五年二月原城の戦には功をたて、万治三年には九州探題に補せられた。小倉が交通上よりも重大な地位を占め、板倉重昌、松平信綱等、征討使は往復ともこの地に宿り、殊に松平信綱等は戦終つての帰途、此の地に会して島原一揆の論功行賞の決定を見たことは既に述べた通りである。⁽¹⁾

忠政は小笠原秀政の二男で、父秀政は徳川家康の孫、信康の女福姫を娶つて四男二女を生んだ、長子信濃守長次は中津藩主三男小笠原忠知は杵築藩主、四男重直は松平重勝が子がないので養われて子となり後、龍王城主となつたのである。斯様に当時県北の地は全く小笠原一族で占め、島原の乱には互に気脈を通じ大いに戦功をたてた。（徳川実記・福岡県史料叢書策五輯）

ロ、中津藩||小笠原信濃守長次

小倉・杵築の両藩主、権現城主の小笠原一族と共に島原に出征した中津侯小笠原長次は戦後戦功を賞せられて、豊後国日田郡六万石を預けられた、依て藩士竹田伊右衛門を日田丸山城に在番せしめた。（中津藩史）

ハ、龍王城主||松平重直

松平丹後守重直は島原一揆勃発の際は江戸に在つたが、寛永十五年正月十二日出征の命を受け、即日発途、陸路豊前龍王城

に帰えり準備を整え、二月二日騎士九十一人、士卒千三百五十一人を率いて征途につき、同月十日島原に着陣し、二月廿七・八日の原城の攻落には奮戦し、騎士都島半之丞以下八人、軽卒十六人、中間十人戦死し、家老大原平左衛門を始めとし、士卒六十一人が負傷した。かくて三月十日島原を發して帰城し、論功行賞を行つた。(豊後遺事・杵築史考・杵築郷土史)

二、木付藩〓小笠原忠知

木付藩主小笠原忠知は、寛永十五年正月八日兵二千五百余人(杵築実録(1)二千八百人)を率いて出陣、家老高畑勘解由、瀬尾在助、坂本助右衛門、西脇藤右衛門、日野辺小左衛門、郡奉行久野六太夫、柳金左衛門等従軍し同月十七日島原城本丸に入つた。二の廊は久留島丹波守、御目付は下曾根三十郎在番であつた。同年六月島原を引き払い木付に帰陣した。(杵築実録・豊後遺事・杵築史考・杵築郷土史・速見郡史・豊後国東半島史)

注 (1) 杵築実録は大友宗麟以降明治四年迄の記録美濃卅六枚著者不明

ホ、日出藩〓木下延俊

木下延俊公は一揆勃発当時は、中川岡、稲葉白杵の諸侯と共に江戸にあつたが、取り敢えず手のものをして速かに加勢すべしと、府内目付のもとまで申し出で寛永十四年十一月幕命によつて帰国し兵備を一層に嚴にして出動の命を待つたが遂に出兵に至らずして島原一揆は平定した。(速見郡史)

ヘ、白杵藩〓稲葉一通

島原の乱が起きた時、白杵公一通は嫡子信通と共に江戸に居たが、困境を警備すべき命を受けて、信通を十一月十五日、急ぎ白杵に帰えした。信通は僅か三十一人を連れて帰国の途に就き、大阪を同月廿日に出帆し、十一月廿七日無事帰着した。帰城した信通は領内の庄屋と弁指から人質をとり、これを城内に監禁した。又使者を島原の征討使のもとに送つて、戦線に出動したき旨を述べた。同年十二月八日、白杵藩の留守居役は、大阪奉行衆より、領内の船を悉く小倉に回漕して島原征討使の帰路の用に供するよう命を受けた。そこで領内の舟を点検し計七艘と他に伝馬菅艘の目録を小倉の船奉行に差出した。藩では十

五年正月、板倉重昌の戦死を知つて、再び征討使松平信綱に書を送つて総攻撃参加を願ひ出たが、それには及ばぬとの返書があつた。然し將軍家光から、万一島原一揆が拡大して九州地方が不隠の場合は征討使の指揮に従えとの命を、岡や日出の藩主等と共に正月十一日に受けたので、翌十二日午前二時頃、僅か二十余名を従えて、急ぎ江戸を發ち、正月廿五日、無事臼杵に歸着した。そして正月廿三日幕命によつて足輕二十余人を、藩から援兵として遣わし細川幕下に入り二月廿七日の総攻撃に参加して、各々軍功をたてた。派遣軍一同の戦功に対し、藩主一通は五割の増俸を行つて功を賞した。(臼杵郷土史)

ト、岡(竹田)藩

岡藩では島原の乱が起きた時、藩主が出府不在であるので、老職が江戸表よりの命によつて府内目付に、情勢次第で何時でも、指令あり次第出兵すべき旨申出で待機した。そして上使板倉重昌、石谷十蔵の一行が島原赴任のため大阪よりの途中、府内に着岸するものと、中川玄番長房が三佐へ罷り越し、府内目付、川崎丹波、佐々権兵衛へ御見廻りの御使者を相勤めた。なお若殿様より島原へ御使者を差し向け、藩では中川玄番以下出陣の準備を整えて待機した。また一揆鎮定のため西下の松平伊豆守出迎えのため、家老中川玄番及び中川勘解由の兩名が小倉まで出迎え、お伴をも願つたが、道筋以外は御用がないと御許しがなかつた。然し久清公の入念なる使者については大層御満足であつた。

藩主は翌十五年正月帰国したが、出陣が中止となつたので、藩士が他の大名に従属して出陣した。何れも勇將智謀の士のみで、戦死傷者、約七十四名で、内八人討死、二十六名の負傷があつたが殊勲者も出た。

寛永十五年の二月廿三日、若殿様より、島原の御上使その他の御役人中へ御進物持参の御使者、中川勘解由景吉を差し立てられた。

因みに戦後正保四年十一月廿四日、肥前唐津城主寺沢兵庫頭堅高が江戸で自殺したので、中川久盛公は城受取及び城番の爲め出陣し、翌慶安元年二月大久保加賀守忠季が、唐津城を拝領したので、六月唐津を出發して十日帰城した。チ、(豊後遺事・直入郡全史・大分県の切支丹史料・徳川実記)

天草の騒乱によつて江戸在府中であつた久留島丹波守通春は、帰国して、寛永十五年正月より六月まで、木付小笠原忠知と共に島原城の在番を勤めた。惣勢千五百人。目付は書院番下曾根三十郎信由であつた。(玖珠郡史・徳川実記・杵築実録)

リ、日根野織部正 府内藩

日根野公と島原一揆に就ては新版大分市史其他に書いてあるので省略する。

六、乱後鎖国の強化

1. 御解書(寛永十六年)とポルトガル船の焼払い(寛永十七年)

幕府はポルトガルが賊徒を援助した嫌疑で寛永十六年(一六三九)七月四日太田備中守資宗を御前にめして、井伊掃部頭直孝、土井大炊頭利勝、酒井讃岐守忠勝、堀田加賀守正盛、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、阿部対馬守重次、連署の令条を授けられた。これは阿媽港船渡海を禁ぜられたものである。即ちその文に曰く、「本邦に於て天主教を嚴禁せらるるの旨を知りつつ、ひそかに弘法のものを渡船せしむる事がたえない。邪教の輩、党をむすび、不道の企をするものはすでに誅滅した。しかるに伴天連のやからが隠れて住む者のある所へ、密に資財を運致するよしが聞えたので、今より後娥流陀船渡海のかたかく禁ずる。もしこの令を違犯し来舶するに於ては、其船を破却し、船中載るものはことごとく斬に処せらるる。」と。

又鎮西の諸大名へは伊豆守信綱、豊後守忠秋、対馬守重次連署の令条を下した。其の文には、「天主教嚴に禁ぜらるるといへども、彼国より、密に伴天連を渡海せしむるをもて、今度かれうた船停止された、そこで各領浦々にさるべき者を居らしめてはならない。不審なる船が来たならば、心いれて査検し、もし蜜船が着岸したならば、先年よりの定制の如く、船中の人数を閲し、上陸せしめず、速かに長崎の澳に送りつかはさなければならぬ。もしいぶかしげなるものを載せ来るか、または船中の人、ひそかに上陸したならば、訴へ出よ。そのさまによつては、乞度褒賜せられる。もし属託をもつてたんだならば、約

束した一倍を賜はるとのことである。」と示されてあつた。これによつて全く国交が断絶した。ポルトガル人が日本に始めて来航してから既に一百年を経、外人中日本に於ける老舗で、あらゆる点に於て日本と關係が結ばれていたもので、この断交は心外千万であつたことは勿論である。そこで四人の陳状使節を媽港から日本に送つて来た。その使節が寛永十七年（一六四〇）十七日長崎に着き再び渡来の御免を請うたので、日本の警備船は其船を取り巻き、一切の船具・武器・軍需品は取去り、二・三の黒奴以外は全員出島に檻禁し、長崎奉行馬場三郎左衛門は急使を江戸に馳せて命を乞うた。かくて八月一日江戸から大目付加々爪民部少輔、御目付野々山新兵衛の兩人が着き、禁制に背いて渡来したことを咎められ七月廿一日附の將軍の命令書を彼等に渡し、蛮人七十四人の内六十一人を誅し、蛮船と荷物とは焼き沈め、十三人を助命して、民部少輔より論書を授け、小船を与えて七月十七日帰航せしめた。

註

右關係を「御触書寛保集成」と「増補長崎略史」中より摘記すれば左の通りである。

寛永十四年八月 幕府九州諸侯に令して、南蛮船の渡来に注意せしむ、此年南蛮船一艘琉球に漂着す。

船中伴天連六人、日本人三人在り、曰ふ切支丹教を弘むるが為に、渡航中難航し漂着せりと、薩摩侯島津氏、之を長崎に送り奉行之を禁錮す、故に此令あり。

今度キリシタン宗門為可弘、自彼國、南蛮人六人、日本人三人、就差越候、於松平薩摩守領内、捕之遂穿鑿候処、右之趣白状候、然は南蛮人構偽、弘宗門付而、日本へ渡海之儀、先年被停止候、其砌、被仰出候写書物遣候、被守書物面之通、領内浦々能々可入念旨上意に候 恐惶謹言

八月十四日

阿部豊後守（忠秋）

松平伊豆守（信綱）

備考 此年十月島原天草切支丹教の乱起る

寛永十五年九月 天主教の禁を嚴にし、訴人の賞金を増す。其揭示左の如し。

覚

一、パテレンの訴人 銀子二百枚

一、イルマン訴人 同 百枚

一、キリシタンの訴人 同 五拾枚

又者三拾枚、訴人によるべし。

右訴人致し候輩は、たとひおなじ宗門たりといふ共、宗旨をころひ、申出におゐては、其咎をゆるし、御褒美御書付の如く可被下之旨、被仰出もの也。

寛永十五年九月十三日

備考 右二篇は長崎叢書四所収による

一二二八 寛永十六卯年七月

一、太田備中守 御前え被 召出、御用之覚書被渡下、所謂

(一)

条々

一、日本国被成御制禁之きりしたん宗門之儀、乍存其趣、弘彼法之者于今密々差渡之事、

一、宗門之族結徒党、企邪義則御誅罰之事、

一、伴天連同宗旨之者かくれ居所え、徒彼国つゞけの物あたふる事、

右、因茲、自今以後、かれうた渡海之儀被停止之事、此上若差渡にをひては、破却其船、並乗来者悉可処断斬罪之旨所被 仰

出仍執達如件

寛永十六年七月五日

右、かれうた御仕置之奉書

五

条々

- 一、きりしたんの宗門雖為御制禁、今以從彼国密々伴天連を差渡ニ付て、今度かれうた船着岸之儀御停止事
 - 一、領内浦々ニ常々慥成者を付置、不審有之船来にをひてハ、入念可相改之、自然異国船着岸之時は、從先年如御定、早船中之人数を改め、陸地え不上して、早速長崎え可送遣之事
 - 一、自然不審なる者船にのせ来、又ハ密々其船中之者を陸へ上之輩あらハ、可申出之、随訴人之高下、急度御褒美可被下之、若以属託たのミ候にをひてハ其約束之一倍可被下事
- 右条々、所被仰出也、仍執達如件

寛永十六年七月五日

対馬守 在判

豊後守 在判

伊豆守 在判

加賀守 在判

讚岐守 在判

大炊守 在判

掃部頭 在判

対馬守 在判

豊後守 在判

右、諸大名え被、仰出浦々御仕置之奉書

(御触書寛保集成 宗旨之部 P 六二九)

(三)

覚

きりしたん宗門之儀かたく御制禁之上、弥守其旨、伴天連並宗旨之者、不可乘来、若致違背候は、其船中悉可為曲事、自然かくしのせ来るにをひてハ、同船之者たりといふとも、可申上之、急度御褒美可被下之者也。

是ハ唐舟ニ乗来族え相伝覚書

(四)

きりしたん宗門之儀堅御制禁之上、弥守其旨、弘被法者不可乘来、若致違背候は、其船中悉可為曲事、自然かくし載来るにをひては、同船之者たりといふとも、可申上之、急度御褒美可被下之者也。

右四通、備中持参之覚書之写也

唐物並唐船等之部ニ可有之御触書、ケ条入交リ、外之部ニ有之候分

一、寛永十六卯年七月、領内浦々え自然異国船着岸之時は、従先年如御定、船中之人数を改、陸地え不上、長崎え可送遣儀、宗旨之部ニ有之。

(御触書寛保集成 唐物並唐船等之部 P 九六九)

2. ポルトガル船の再交来航

寛永十七年通商再開の目的を達せなかつたポルトガルは正保四年(一六四七)六月廿四日、再び使節を二艘の船に乗せて長

崎に來た。この報を長崎奉行馬場三郎左衛門から受けた日根野吉明は、直ちに長臣中村・河合および歩卒百余名を從えて長崎に出張し、ポルトガル船を警戒した。其後江戸より井上筑後守、山崎權八郎を上使として長崎に差し下され、異国船を無事に歸えすべき由の奉書を渡された。その末文に曰く、

自今以後、弥從_二彼國_一日本渡海之船御制禁候旨被_二仰出_一候。此趣、具に相_三合_二之_一、歸帆可_二申付_一者也。

正保四年丁亥七月十三日

對馬守判 豊後守判

伊豆守判 加賀守判

讃岐守判 掃部頭判

高力 摂津守殿

日根野 織部正殿

馬場三郎左衛門殿

右の首尾故、八月六日辰之刻、黒船二艘共出船、申の刻仕切の外に乗出歸帆、依_レ之諸國の勢引取る。(江海風帆草)

因みにこの日根野織部正の長崎出張に就て「江海風帆草」に「豊後府内より日野野織部正、九州御目付たるにより相越さる」とあるので、吉明は当時九州目付であつたと思われる。

3. 松平忠昭宛の鎖國御触書

前述のポルトガル船の來航禁止、鎖國強化に就て、忠昭公御一代留記に次の通り所載してある。尤も忠昭公の中津留より高松に移つたのは寛永十九年五月九日で、高松から府内へ入部したのは万治元年四月十五日である。

一、高松御住居之節、異国船之義ニ付御老中様より御奉書之写、本書は御家老方手元ニ有之、

自然南蛮船到來之節者、為小笠原右近將監代大久保加賀守長崎江相越可致差図之旨被仰付候、若人数入候時者、松平右衛

門佐、松平丹後守人数ニ小笠原遠江守、小笠原内匠頭、松平市正、戸田伊賀守、其方人数可差加旨 上意ニ候、可被存其趣候、恐々謹言

七月三日

板倉内膳正

重矩判

土屋但馬守

数直判

久世大和守

広之判

稲葉美濃守

正則判

阿部豊後守

忠秋判

酒井雅楽頭

忠清判

松平左近將監殿

一筆令啓候、嶋田久太郎儀被下御暇、長崎江被遣之候、万一南蛮船到来之節者、為松平隠岐守代、小笠原右近大夫其所江相越可致差凶之旨、被仰付候、若人数入候時者、松平右衛門佐、松平丹波守人数ニ右近大夫並大久保加賀守、高力左近大夫、其方人数可差加之旨、上意候、右近大夫長崎奉行人一左右次第、不寄何時人数召列彼表江可被罷向候、委細者從久太郎可相達候、恐々謹言

七月廿八日

稲葉美濃守

正則判

阿部豊後守

忠秋判

酒井雅楽頭

忠清判

松平左近將監殿

当年異國船、奥州之浦江就乘廻之於南部捕之相尋候処、阿蘭陀船遭風波候趣、漂海上之由、依申之則召寄雖遂穿襲、弥中分無紛候、因茲從長崎かひたんを呼寄僉儀候処、彼船、しやかたらと申所より出候伴天連並きりしたん宗門之族、不乘来之段槌ニ申付而被聞召分、以来自然過難風、日本之中、何之所江相着候共、無氣遣、揚陸（陸）地其所之守護人江中斷、船中人数をも改させ可申由、舍之返遣候、然者向後、若領内之浦江阿蘭陀船於着岸者改之、留其船、番之者を付置、様子具可注進旨、上意ニ候、不及申候得共阿蘭陀儀者、御代々日本令渡海商賈仕事候間、専右之趣、其断於申候者搦捕候事、又者打擲等不致候様、入念可被申候 恐々謹言

十二月二日

阿部豊後守

忠秋判

阿部対馬守

重次判

松平伊豆守

信綱判

松平左近將監殿

七、島原一揆出陣寄手軍將の馬印

「南島変乱記」に島原一揆に出陣した「寄手軍將馬印の品あら方を記す。」として左の如く書いてある。

九つ巴切先

板倉内膳正重昌

猩々緋鍬形

細川越中守忠利

段々の馬連

細川肥後守光利

切先輪めけ上鳥毛

松平右衛門佐光之

金のしなひ

黒田甲斐守長重

ざいの上に黒熊

唐の頭上に鳥毛天目

茗荷丸の上に鳥毛に唐頭

輪の切先の上に唐頭

鳥毛のくるみ

二階へい鷺毛

赤吹貫

白銀の二つ団子

白銀の髪籠

赤き団子

銀の板にいろは

銀の板に題目

竿に白熊

鳥毛にひらき傘

さしもの赤のうれん

同赤き四半白の子餅

同白き半半赤字

黒田 市正高政

鍋島信濃守勝茂

鍋島 紀伊守

鍋島甲斐守直澄

有馬玄蕃頭豊氏

有馬 兵部大輔

立花飛驒守忠茂

○小笠原左近太夫

○小笠原 因幡守

○小笠原信濃守長次

牧野 伝 蔵

林 丹後守

松平伊豆守信綱

水野日向守勝重

○毛利 主膳正

○木下 右衛門佐

○中川 佐渡守

備考 ○印は二豊の諸侯（筆者）

八、餘聞の二・三

1. 一伯忠直公えの密使説

島原の一揆に若しも府内に配流中の一伯松平忠直が一揆がわに加担したとすると、それこそ天下の一大事と、幕府は懸命で最善をつくして対処した。そのためこれが警護をゆるがせにすることが出来ないで、地元府内藩主日根野吉明が一度は島原の現地も踏み、再三の島原出陣の願も容れられず、島原に止まることが叶わず、専ら封地府内で忠直監視に当らざるを得なかつた。又一揆勃発の当初、忠直大事と考え応急の措置を誤つたのは府内目付であつた。ところが「南島変乱記」には次の如く出ている。

豊後の萩原へ、越前の一伯公流罪なれば、密かに引込んでやと、使を遣しけれども、是又下賤の人を用ふる事なれば、利害説くともとどかず、「云々」とある。

もとより著者の憶説とは思ふが、一面、折角の密使も下賤の者であつたがために、有力者を介することが出来ず、それ故利害を説いても、それが本人は勿論側近の者にも通ずることが出来なかつたことは、必らずしも索強附会とは思われない。或はひそかにそうした動きがあつたのかも知れぬ。

因みに一伯の萩原より津守移転は寛永六年四月であるから、島原の乱の際は勿論津守在住である。

2. オランダ、エビス、貨狄（カテキ）様と、上野、円寿寺寛佐法印の識語

貨(荷)狄様とはオランダ船リーフデ号の裝飾木像で、高さ二尺五寸。このリーフデ号は、前名をエラスムス号といい、船名変更に後も依然として有名なオランダ神学者エラスムスの木像を船尾につけていた。それが栃木県足利郡吾妻村羽田の龍江院という寺に貨狄様と呼ばれて伝わっている。貨狄は太古中国の黄帝の時に船を發明した人であるといわれている。⁽¹⁾このリーフデ号は一五九八年六月、和蘭のロツテルダムの組合から、東洋に派遣した、五隻の艦隊に属してしたのであるが、この船以外は病氣や、食料の欠乏、暴風雨の襲来等で、散々の目にあい、僅かにこのリーフデ号一艘だけが一六〇〇年(慶長五年)四月、わ

が豊後臼杵に漂着したのである。本船は百三十噸の帆船で、最初百十人の乗組員があつたところ、追々死亡し、豊後に漂着した時は生存者僅かに廿四人、そのうち歩行の出来るのは、アダムス外六人で、残りは全部病者⁽²⁾、而も三人は上陸の翌日死亡したという位であるから悲惨を極めたものであつた。豊後に漂着したとき積荷は悉く掠奪された。十七世紀日蘭交渉史には「日本の国法に従えば、困窮せる外国船は難破貨物と見做された。しかし、和蘭人達には何の危害も加えられなかつた。彼等が到着した豊後の大名は彼等に好意をよせ、中央政府より来るべき何分の指令を待つ間、病人には陸の避難所を与えた。船は二、三日の後ある良港に連れ行かれた。恐らく府内であろう、」とある。又辻善之助先生は、その著「増訂海外交通史話」の中で「四月十九日豊後の海岸に達したところ、幾多の小舟は漕ぎ寄せて来て、リーフデ号に上つたけれども言語が通ぜず、数日の後長崎より、ジェスイツト教徒一人が来て通訳となつた、豊後の国主は厚く彼等⁽³⁾を遇した」と書いてある。リーフデ号の漂着当時、家康が大坂に居てその報を得、一行を大坂に迎え、船は堺に廻航させた。水先案内のアダムス等は大阪で家康にあつて希望を述べ、更に江戸に廻航中、遠州灘で遭難、浦賀に漂着はしたが、引き続き遭難に、乗組員は進退きわまり、とうとう資々勝手の方針で身を立てることとなつた。その乗組員の一人アダムスは家康に仕え、三浦安針と称した。このリーフデ号の船尾にあつた木像が前記龍江院の木像で、今は国宝となつている。ところでこの耶蘇教僧様の木像を荷狄様と申されているのである。龍江院は島原の乱勃発当時、府内の目付であつた牧野伝蔵の父、千百七十七石取りの旗本牧野成里の開基である。

この寺に牧野伝蔵成純が曾祖父古白居士成時の一周年忌に際して、追善のため、連歌の名匠宗長が、法華経の経文を仮名で書き、その百字を句のかしらにおいて、百韻を綴つた百韻連歌の一卷がある。そしてその本文の末に、成純が豊後府内の目付として在任中、市内上野田寿寺の住職沙門寛佐の識語が、次の如く、寛永十五年三月付で録してある。⁽⁴⁾

この百韻の連歌は、故白居士の曾孫、牧野伝蔵平成純公、去歳かりの御使として、此国にいまそかりける時、旧をもて、あたらしきに改むべきよしになむ侍りしかば、嚴命そむきがたくして、禿筆をそむることしかり、今又肥前島原の悪徒をほろぼし、戦功他に異にして、ふたゝび此国へ来り給ふ、おりふし奥書をくはふべき旨にまかせ、かくなん……………

新村出先生は、その著「船舶史考」に

「牧野伝藏が島原から江戸へ帰へつた時には別の事件で、御咎めの身の上であつたのであるから、愈々以て、怪しげな宗門臭味の物を好事のために持つて帰えるべきではなかつた。」のだと述べてある。

前記本文中末文の「此の国へ来り給ふ」の此の国は豊後府内を指すもので、牧野は島原平定後、再び府内に来て、当時西山宗因等もわざわざその庵を訪ねて教を乞い、

「豊後寛佐庵を尋ねし時」と題して 玉ほとこのたよりになすな山桜

宗因

の句を残したほど寛佐法印は連歌の宗匠でもあつた、牧野は市内上野、円寿寺寛佐法印に依頼して前記識語を書き加えて花を添えたものである。因みに寛佐は由布院の豪族怒留湯氏の出で天神様の再来と云われ、叡山で天台の教義を修めた人で円寿寺には寛佐の自画像の幅その他がある。

注 (1) 京都大学国史研究室編「日本史辞典」

(2) 河出書店「日本歴史大辞典」

(3) 当時臼杵藩主は太田飛騨守であつた

(4) 新村出著「船舶史考」

(5) 頼原退蔵著「俳諧史の研究」改訂版

3. 梅園の五月抄と島原の乱

豊後の碩学、三浦梅園の著「五月雨抄」は永祿十一年信長のウルガンバテレンの延見に筆を起し、寛永十五年、島原の乱の平定に至るまでの切支丹関係のことを説いた書で、天明四年六十二癸五月の床文がある。而して島原の乱は下巻に記されてあるが、原因の詳しい割合に戦況は簡潔である。

因みに五月雨は「梅園全集」上巻に収録されている。

九、天草領主異動の歴史

1. 寺沢領以前

秀吉の九州征伐後、肥後一円を佐々成政に領せしめたが、翌年これを二分して、加藤清正・小西行長の二氏に賜わり、天草郡は小西領となつた。小西が慶長六年滅亡し、その所領は全部清正のものとなつたが、清正は同八年願⁽¹⁾によつて、本郡を豊後鶴崎と得替され、肥前の国唐津城主寺沢広高の附屬領となつた。(富山房刊国史叢書)

因みに「天草富岡懷古録」には「天草全部と豊後三郡と替地せり」と書いてある。

注 (1) 「肥後国史天草鏡」には慶長七壬辰年清正の願に依て、豊後国大分郡鶴崎と当郡(天草郡)御替地と成る」とある。

2. 天正の天草一揆と大友義統

肥後や天草を領有していた佐々成政が、秀吉の怒にふれ、領地は没収されて自害した後、一時、国中各地に蜂起した一揆も平定されて加藤・小西の両領に両分され、秀吉の命によつて肥後鎮定にあたつていた毛利輝元・広家は天正十六年(一五八八)六月三日芸州へ帰えり、小早川隆景は領国筑前名島の城に入った。然るに程経て国中諸所に一揆が再起した。そこで大友義統は加藤清正へ加勢として小求仁(おぐに||小国)と云う所に城を作つて軍士多くを留め置いた。時に天草郡木渡(きど)の城主天草伊豆守、並びに志岐林専(しきりんせん)が蜂起したとの注進があつた。天草は小西領であるので、加藤・有馬・大村・五島・平戸の各氏が天正十七年(一五八九)十一月廿一日、先づ志岐へ押し寄せたが、一揆とはいへ、皆氏姓の正しい者が身命を捨てての防戦であるので、さすがの清正も、敵の一方の大將木山彈正のために一命のあやうかつた機さえあつたが遂に平定され清正より奈須与三左衛門尉を使者として小国の義統の陣に遣わされ、「方々鎮め異事なし、番手の人数、皆々可レ引

との被_レ遂三一礼二 (大友興廢記) それで小求仁 (小国) に在つた大友勢も豊後国へ帰つた。(陰徳太平記策七十四卷)

註 陰徳太平記は全四十巻で、延徳、慶長間即ち戦国時より織豊時代に至る関西諸国の軍記で、周防岩国吉川家の老臣香川正矩父子の手になつたものである。寛文五年乙己(一六六五) 宇都宮三近及び元禄八年堯真の序、正徳二年沙門景真の跋がある。

3. 領主異動一覽表

小西行長 — 加藤清正 — 肥前唐津城主 廣高の子寛永十五年四月日没収 — 上 使松平主税助忠昭 (寛文十七年岐丸龜へ) 伊藤 藤 大和守 山崎甲斐守家治

天 領 寛文四年 参州濃美郡田原より (策二次) 自寛文十一年至天和三年十三年間 貞享元年中一年間在任 戸田伊賀守忠昌 天 領 (1. 小川藤左衛門 (2. 永田七郎左衛門

貞享二年至元禄三年六年間 戸田の富岡入部を見るや、七月十八日杵築松平市正は木滝四郎右衛門以下十二人、八月五日豊前中津 小笠原信濃守は林九郎左衛門を始め近国廿餘ヶ国より祝儀言上使派遣自元禄四年至十三年十ヶ年間 4. 今井九右衛門

3. 服部六左衛門正 自元禄十四年三月至十五年六月一ヶ年 自元禄十五年七月至十六年六月 自元禄十六年七月至翌宝永元年九月一ヶ年 7. 小野朝之丞

5. 山本与惣左衛門 自宝永元年十月至正徳三年十ヶ年 自正徳四年七月至享保四年六ヶ年間 委任統治 島原預所 (松平主殿 8. 竹村太郎右衛門嘉茂 9. 室七郎左衛門 (日田代官兼任) 揖斐富次郎 揖斐杵

頭忠俣 (二世) 主殿頭忠刻 戸田能登守忠辰 自明和五年四月至天明三年八月十六年間 揖斐杵 五郎) 島原預所 (松平飛禪守忠恕) 二世主計頭) 長崎支配所 (長崎代官兼帯 高木作右衛

門忠任) 自天保三年四月廿八日三ヶ月 自天保三年七月十二日 自弘化四年五月至嘉永元年 日田預所 (塩谷大四郎兼攝) 長崎支配所 (高木忠作右衛門忠篤) 日田預所 (竹尾右

二月十ヶ月 自嘉永二年三月至文久元年十二月十三年 自文久二年正月全四月まで 日田預所 (屋代増之助) 衛門 池田岩之丞) 長崎預所 (高木作右衛門 健太郎) 日田預所 (屋代増之助)

自文久二年五月至元治元年二月

自元治元年至慶応四年正月五年間
——窪田治部右衛門——（明治維新）

4. 附 天草島民の豊後出稼

明治中期頃までは豊後農民使用の藁筵は、毎年天草島より、用具持参の筵打職人によつて製作されたものが多かつた。なお県内農民使用の砥石は殆んど天草砥石を用いていた。

一〇、絵踏に就て

1. 絵踏とは

絵踏はキリシタンが崇敬するキリストや聖母マリアなどの絵や像を踏ませる行事で、その踏ませる絵像を踏絵或は絵板といつた、それで、踏絵とは「踏む所の絵」を意味し、別に絵踏と云う言葉で、「絵を踏む事」を意味させるのであるが、普通は踏絵を以て両様の義に用うる。踏絵は始めはキリシタンの信仰を捨てさせ、又は転宗を証明する方法、つまり切支丹転びの証用に用いられたが、後には切支丹を発見するために用いられるようになった。それで踏まないものはキリシタンだとして検挙された。

絵踏に用いた画像ははじめは信者から没収したもので、従つて大形メタイ（メタル）、画像・金板像・聖牌・十字架・念珠などを踏ませたと思われるが、寛永年間には銅板或は真鍮板に描いた油絵像なども用いられたものの如く、また宗門の書籍を踏ませた例もある。踏絵が一般の制度として年に一回、規則的に行われるようになると、如上のものでは不便であるし、或は永く使用に堪えぬものもあるので、現今東京博物館に蔵してある如き十枚の板踏絵（従来使用した銅製の聖牌を木製の板に嵌めこんだもの）板は長さ七・八寸、幅五・六寸に統一したものらしく、更にそれが足りなくなつたので寛文九年（一六六九）

長崎本古川町祐佐に命じて、真鍮板の聖像二十枚を作らせた。これは板踏絵とことなり、没収メダイの画像を模造したもので全面真鍮製で、薄肉彫で、耶蘇或は瑪利亜の像が現わされているもので短い脚がつけてある。この像が余りによく出来たので却つて祐佐は切支丹ではないかとの嫌疑を受けて殺された。と云う伝説のある因縁つきのものである。俗にこの踏絵を真鍮踏絵といい、それに対して没収メダイは板にはめこんであるので板踏絵といわれている。上述板踏絵十枚と、この真鍮製踏絵二十枚とが安政年間まで、使用されて来たものであると云われている。要するに踏絵は信者から没収した聖牌を板にはめこんだものと、祐佐が新たに作つた真鍮板のものと二種に分たれ、多くは博物館に保存され、ありし日の悲しい思い出を物語つてゐる。(切支丹風土記別巻研究編、長崎県の歴史、長崎市史風俗篇)

2. 踏絵のばじまり

踏絵の制度はいつ頃から始まつたか、根本史料は未発見で、或は慶長・元和の頃から既に行われたと云う説、或は寛永三年(1)・五年(2)・六年を以て発端とする諸説区々で、いづれを採るべきかに苦しむ次第である。長崎市史の編者はこれらの諸説を多く信ずるに足らずとして斥けている。故松崎実氏は踏絵が一般に行われ出したのは、寛永十年(一六三三)或は其年以後からで、其後更に享保元年(一七一六)に至つて公式の法制となつたものであろうかと云つてゐる。但し享保元年説は常識上から考えて避過ぎるよう思えるが、今のところ考証の便がないと附説してある。

注 (1) 寛永三年長崎奉行水野河内守信が案出した。

(2) 水野の後任長崎奉行竹中采女正が寛永六年に始めたと言はれる説

3. 二豊踏絵の始り

A、府内藩に於いて

寛永十五年六月、天草富岡城番より帰国した、松平主税助忠昭は、天草島民に実施した踏絵用の油絵を、幕命によつて持ち帰り、領民に踏絵を実施したが、府内藩の宗門改に就いては寛文十一年（一六七一）十月朔日、左の如き御触書が発せられたと「豊府指南」に出ている。

一、切支丹宗門の事

年中兩度の内、春の改は領内寺社方、町人、百姓共、牛王に血判為_レ仕、切支丹絵像為_レ踏、秋の改は町人百姓斗絵像為_レ踏申候。但不_レ限_二男女_一、拾_七歳より血判申付候

一、諸奉公人、春斗絵為_レ踏申候、

右の外年中三度、四月、九月、十一月廿八日、町人百姓共申付、耶蘇書付証文申付候、

但此書物ハ、町郷中男女不断申聞、壹人も此宗門無_レ之、其外不受不施ノ日連宗無_レ之旨、証文申付候。

寛文十一年辛亥十月朔日

B、岡（竹田）藩

岡藩の切支丹改めは寛文元年七月廿七日より実施しているが踏絵は中川佐渡守が寛文十一年七月に、家臣拓植新右衛門を長崎に派遣して聖像を拝借し、踏絵を鑄造してそれより実施したもので、⁽¹⁾延宝八年頃と云われている。⁽²⁾

注 (1) 大分県史要、直入郡全史

(2) 直入郡全史

北村清士氏の近著「大分県の切支丹史料」によれば、万治三年秋、長崎御用達石本庄左衛門よりの書簡中に

「殿様よりの御文箱、早速政所へ差上申候。翌日御返事被_レ成、御渡文箱壹つ並吉利支丹の踏絵壹枚、封のまま受取、御飛脚中川半左衛門殿御組、四郎右衛門、柘植半九郎殿御与力八左衛門兩人に、慥に相渡申候。云々。」とあり、又翌万治四年正月十八日、藤兵衛より長崎の石本庄左衛門に対し、書を以て、前年拝借した踏絵を長崎御政所へ返却した旨が記してある

即ち「旧冬山城守借寄申候踏絵、此度飛脚に持せ、返身被_レ申候、御取次にて御上へ返進可_レ有候」云々、又寛文四年八月十五日付古状留の記録には次の如く書いてある。

覚

- 一、切支丹宗門御改に付、当年より、始めて、侍中、同妻子、下々町中医師、寺社方家内迄不_レ残踏絵を渡し、ふませ申候。年寄共家々銘々に壹枚宛請取、妻子其外家内不_レ残踏せ申候事。
- 一、御鉄砲頭取は八月十五日に、月番中川長右衛門の於_二御書院_一申渡通り、踏絵相渡し、御鉄砲組中、一家銘々、組の足輕並に預り役人に踏せ可_レ被_レ申候事。
- 一、組頭取五人右同断、壹組に壹枚宛渡し、壹組切、御侍中不_レ残ふませ可_レ被_レ申候事。
- 一、御小姓、大小姓、中小姓中へは、古沢九郎右衛門より不_レ残踏せ可_レ被_レ申候事。
- 一、御歩行中は衣笠半作、下村三右衛門より不_レ残踏せ被_レ申候様に、与_二申渡_一候事。
- 一、御留守は中川宗鉄へ申渡しふませ可_レ被_レ申候事。
- 一、坊寺中並御持筒の者、御中間、御小人は井_二重郎_一右衛門より申渡候事。
- 一、應師、釘指其外、毎月宗門改被_レ申付、宰判中の者は、福田右衛門ふませ可_レ申由申渡し候事。
- 一、御馬屋は古沢九郎右衛門より踏せ可_レ被_レ申由申渡候事。
- 一、御台所人は御磨番頭より申渡の事。
- 一、三佐、犬飼、木浦、尾平、内の口山は田近又右衛門より申渡候事。
- 一、町中並町医師、寺社方の家内は町奉行より申渡の事。
- 一、塚本小一郎御家は、小一郎御番の侍中へ申渡の事。(塚本は当時、幕府よりのお預け人である。)
- 一、吉田助太夫へは、月番の年寄共より踏絵遣され候事。

一、木村七郎太郎、下石勘右衛門、毎月宗門改被_二申付_一、宰判中は両二人に踏絵請取申付候へと申候事。

二、御檢の御番は、青木平三郎より申し渡候事。

一、他所より親類、縁者並知人、或宰人等、来り候はば、書付被_レ為、此方より呼越被_二申渡_一、兼而書付の如く、窺被_レ申儀、並家頼の者、手前にも、右の類の者来る事も可有之候間、うさんなる者にて候はば、留置間敷由、須く御家中へ触れ趣きの事。

一、切支丹宗門改に付、踏絵家内一人も不_レ残ふませ可_レ被_レ申候事。

右式ケ条は松坂内蔵介より田辺友右衛門へ被_レ申届は踏絵は又右衛門へ相渡し踏せ被_レ申候様と八月十四日に又右衛門に申候事。

一、組中、外は不_レ殘名を書き付け踏絵廻され、名の下にうさんなる者無_レ之由、並に踏み申した日限を書付け寄越し中川平太夫、佐藤作左衛門、熊田治右衛門於_二御書院_一申渡、組中、外の名書き相渡し、中川宗鉄、同宰判中へ被_二申渡_一候へと平太夫を以て申渡候事。

八月十五日

なお寛文五年踏絵についての左記廻文がある。

一、如去秋踏絵並書状を御廻し、而々家内不_レ殘御ふませ、不審なる者共の、有無名の脇に、被_二書付_一、踏み申月日、書記名の下に判形可_レ有候。此廻文は留より中川平右衛門様へ御戻尤に奉_レ存候。

二、此組外の内に与力持、宰人有_レ之候はば、其組中宰判人は其の改より、別に、各々踏絵請踏せ被_レ申、不審成者の有無、別紙に書付られ、指出す旨、追而書、重ねて書載可_レ申也、

八月十七日

組 外 中

年 寄 中

寛文十一年（一六七一）三月廿六日付踏絵についての沙汰書（岡藩）が出たがそれには次の如く書いてある。

1. 在々の者に、先年の宗門改には、切支丹仏を男ばかり被_レ踏候由、此度は男女共に被_レ踏可_レ然候事。
 2. 寺にも其無_二住持_一候はば、同宿の坊主にも踏せ可_レ被_レ申候。公儀御法度の事に候へば侍中不_レ限、高下一人も不_レ残、毎年、踏申事に候へば、離れ為_二住持_一に踏候段、奉_レ对_二公儀_一に可_レ申事に候。

一向宗坊主の妻子、並山伏の妻子へ様体次第で踏せに相成候共、必ず為_レ踏可_レ然候事。

3. 在々の牢人並妻子、最寄りもの、百姓並に被_レ踏、残者は日を替え、或は屋敷をかへ為_レ踏可_レ然候。

4. 木浦、尾平、三佐並に御かご、男女共、町同前に被_レ踏、可_レ然候事。

5. 踏絵仕候者、不_レ残血判の誓紙、被_二申付_一可_レ然事。

6. 足輕四人役の者六人、先年も在所、被_レ廻候刻、お雇借人相渡候事、此度も先例可_レ然候事。

但、外に足輕の小頭壹人差添可_レ申候事。

7. 在へ被_レ改候内、同人へ御食糧を相渡、薪並野菜は在々より相渡候。

外に郡奉行中へ、可_レ申_レ渡、肴の儀は、所々に有_レ之候。肴等にもて有体の直値に被_レ調べく、尤も百姓手前より出し、或は下直にて、被_レ調、惣て受馳走の義、不_レ可_レ然候事。己上

亥の三月廿六日

中川 助之進

中川 藤兵衛

中川平右衛門

熊田新左衛門

柘植新右衛門

岡藩では寛文十一年長崎より借用した踏絵を模造して絵踏の用に供したところ、意外にも長崎奉行に於ては、許可なく、勝手に鑄造したのを不屈至極とし、其の責を三家老に詰問した。そこで藩では領内にあつた切支丹仏、数十体をかり集め、之を長崎に持参してその処置を乞うた。長崎では直ちにこれを鑄崩した。岡藩ではついで謝罪使を派遣したが、長崎役所ではこの請罪を黙殺し、藩の関係者中川平右衛門以下御奉行以上十四人に対し、正式に閉門を仰せつけられた。一時藩では非常なる驚きであつたが、幸、約半歳で閉門解除となつて無事解決した。

D、臼 杵 藩

切支丹風土記九州編中の豊後の切支丹には「臼杵藩では寛永十一年当時、すでに絵踏の勵行されていることがわかつてゐる。」と四十七頁に書いてあるが大分県史要には「臼杵藩にては、延宝三年（一六七五）正月より踏絵を執行す。」と書いてある。

4. 米良東嶠の「使崎奥録」と踏絵

九州の各藩では踏絵を其の都度長崎に借用したが、日出藩が嘉永四年、米良東嶠に踏絵借用の使を命じた。東嶠は往復の紀行を綴つて「使崎奥録」上下二篇としてある。即ち、

元和偃武、海内雍熙、至寛永中、天草妖賊作乱、踰年□□平定、冏家深懲其禍、妖教之禁、我鎮西最嚴、侯国会士民、蹈耶蘇教徒銅版像、以明不奉其教、我藩歲遣使□□崎嶽、借□□、今茲嘉永四年辛亥正月、予奉使命、以廿三日癸（以下省略）尚、下卷に

二月廿六日、踏銅像事竣重命行使（以下省略）の紀行文がある。

参 考 文 献

書 名	著 者	発 行 所	発 行 年 月 日
1 大分市史(旧版)	大分市役所	大分市役所	大 四、四、五
2 大分市史上下	大分市史 編集審議会	大分市役所	昭 三、三、五
3 豊後遺事	加藤 賢成	稲 光 舎	明 三、五、五
4 杵築史考	前田 光利	荏野印刷所	大 三、二、六
5 杵築郷土史	井上 厚	杵築町教育会	昭 八、四、五
6 新編臼杵史	増村 隆也	其 刊 行 会	昭 三、五、五
7 豊後 国東半島史	東国東郡教育会	東国東郡教育会	昭 七、二、九
8 直入郡全史	北村 清士	著 者	昭 八、八、〇
9 大分県切支丹史料	北村 清士	著 者	著 者
10 肥 後 国 史	後藤 是山	九州日々新聞社	大 六、七、〇
11 太宰管内志	伊藤 常足	其 刊 行 会	昭 八、
12 天草富岡城懐古録	松田 唯雄	松田 齐	昭 六、三、五
13 大分県史要 文化編	大分県教育会	大分県教育会	昭 六、三、五
14 国史 南島変乱記	黒川 真道	国史研究会	大 三、〇、五
15 豊 府 聞 書	戸倉 貞則		元 禄 二、八、
16 大友興廃記	杉谷 宗重		
書 名	著 者	発 行 所	発 行 年 月 日
17 日本と和蘭	日蘭協会編輯部	日蘭協会	大 三、三、六
18 豊前人物志	山崎 有信	著 者	昭 四、三、五
19 御触書寛保集成	高柳 貞三	岩波書店	昭 九、二、五
20 近世日本史鎮因篇	石井 真助	明治書院	昭 〇、二、二
21 新訂 増補 国史大系徳川実記	徳富猪一郎	明 治 書 院	昭 〇、二、二
22 切支丹風土記九州編	黒坂 勝美	吉川弘文館	昭 五、九、五
23 // 別巻研究編	片岡 弥吉	宝 文 館	昭 五、三、三
24 郷土の歴史九州編	助野 健太郎	全 前	昭 五、八、
25 長崎県の歴史	原田 敏明	全 前	昭 四、七、五
26 熊本県の歴史	筒内 健次	文 画 堂	昭 四、二、二
27 更訂 国史の研究 各説下	原田 舜明	//	昭 三、三、三
28 大分史談 策二、三号	黒板 勝美	岩波書店	昭 二、一、
28 史械(島原一揆の性格)	福田 紫城	三重野書店	昭 三、四、
30 新篇 日本史年表	助野 健太郎	早大史学会	昭 三、八、五
31 大分県郷土史年表	西岡 虎之助	中央公論社	一 九 五、三、三
32 増訂 国史大辞典	大分県 教育研究所	県教育研究所	昭 三、四、三
	八代 国治	郁 文 舎	大 四、五、五

33	郷土史辞典	大塚史学会	朝倉書店	昭三、六三	48	日欧通交史	幸田 成友	岩波書店	昭七、六三
34	郷土社会辞典	和歌森太郎外 草大因史研究室	金子書店	昭三、二一、三三	49	あづき	大分あづき会	高山活版社	昭九、六三
35	日本史辞典	不 明	創 元 社	昭元、一三、三五	50	松平忠直 (長崎岩史下)	久多羅木儀一郎	松平忠直御 三百忌協賛会	昭三、〇三、三三
36	松平忠昭公御一代留記 (毛筆記録本)	不 明			51	長崎叢書四	長 崎 市	長崎市役所	昭元、三三、三三
39	中津藩史	黒屋 直房	碧 雲 荘	昭五、二二、二二	52	大分真海外交通史論	久多羅木儀一郎	金 洋 堂	昭〇、九三、六
40	福岡県史料叢書 第五輯	伊藤 尾四郎	史料編纂所	昭四、五三、三三	53	陰徳太平記	早稲田大学 編輯部	早稲田大学 出版部	大四、三三、三三
41	速見郡史	速見郡教育会	同 上	大四、二三、三三	54	杵築実録	不 知	写 本	
42	玖珠郡史	得重 弥太郎	玖珠郡役所	大六、六三、五	55	日葡貿易小史	外山外三郎	若い人社	昭七、九三、三
43	国史辞典	富 山 房	富 山 房		56	長崎年表第一巻	小沢 敏夫	ぐろりあ書房	昭〇、七三、五
44	長崎市史風俗編	長 崎 市	長崎市役所		57	天草時貞	岡田 章雄	吉川弘文館	昭五、九三、五
45	日本歴史大辞典	河出 孝雄	河出書房	昭三、二一、〇	58	十七世紀日蘭交渉史	宮永 牧太沢	天理大学出版部	昭三、九三、三
46	増訂海外交通史話	辻 善之助	内外書籍 株式会社	昭五、五三、五	59	豊府古蹟研究第一冊	郷土史蹟伝説 研究会	全 上	昭四、二三、三
47	船舶史考	新村 出	更生閣	昭三、五三、〇	60	豊前人物志	山崎 有信	本 人	昭四、三三、三